

税の申告

平成29年分所得税の確定申告と30年度の市・県民税（住民税）の申告の受け付けが始まります。市・県民税の申告書の発送は、1月24日（水）の予定です。
【広報ID】1000458

●市民税課（市役所本館2階）
☎613-8497～8498
電子メール：
siminzei@city.morioka.iwate.jp
マイナンバーカード申請については、
●市民登録課（市役所本館1階）
☎613-8307

問い合わせ

市・県民税の申告日程と会場

申告期限
3/15(木)



●盛岡地域

受付日	受付時間	会場
2/1(木)	9時半～12時、13時～16時	高松地区保健センター（上田字毛無森）
2/2(金)	9時半～12時、13時～16時	みたけ地区活動センター（みたけ四）
2/5(月)	9時半～12時、13時～16時	中野地区活動センター（東安庭字小森）
2/6(火)	9時半～12時、13時～16時	太田地区活動センター（中太田深持）★
2/7(水)	9時半～12時、13時～16時	銭掛地区振興センター（新庄字銭掛）
2/8(木)	9時半～12時、13時～16時	松園地区公民館（東松園二）★
2/9(金)	9時半～12時、13時～16時	青山区活動センター（青山三）★ ※盛岡西警察署隣
2/10(土)	9時半～12時、13時～16時	青山区活動センター（青山三）★ ※盛岡西警察署隣
2/11(日)	9時半～12時、13時～16時	北厨川老人福祉センター（厨川一）
2/12(月)	9時半～12時、13時～16時	西部公民館（南青山町）
2/13(火)	9時半～12時、13時～16時	土淵地区活動センター（前湯四）
2/14(水)	9時半～12時、13時～16時	つなぎ地区活動センター（繋字堂ヶ沢）★
2/15(木)	10時～11時半	根田茂地区コミュニティ消防センター（根田茂5）
2/16(金)	13時半～15時	砂子沢生活改善センター（砂子沢10）
2/17(土)	9時半～12時、13時～16時	太田老人福祉センター（上太田細工）
2/18(日)	9時半～12時、13時～15時	上米内地区振興センター（上米内字中居）
2/19(月)	9時半～12時、13時～16時	本宮老人福祉センター（本宮四）
2/20(火)	10時～11時半	築川地区振興センター（築川5）
2/21(水)	9時半～12時、13時～16時	仙北地区活動センター（仙北二）
2/22(木)	9時半～12時、13時～16時	築川老人福祉センター（川目10）★
2/23(金)	9時半～12時、13時～16時	市役所8階大ホール（内丸）
3/15(木)	9時半～12時、13時～16時	市役所8階大ホール（内丸）

●都南地域

受付日	受付時間	会場
2/14(水)	9時半～12時、13時～16時	乙部農業構造改善センター（乙部6）★
2/15(木)	9時半～12時半	乙部農業構造改善センター（乙部6）★
2/16(金)	9時半～12時、13時～16時	飯岡農業構造改善センター（下飯岡8）★
2/26(月)～3/15(木)	9時～12時、13時～16時	都南分庁舎4階会議室（津志田14）

●玉山地域

受付日	受付時間	会場
2/8(木)～14(水)	9時半～12時半、13時～16時 ※14日のみ9時半～12時半	玉山地区公民館（日戸字鷹高）★
2/15(木)	10時半～12時半、13時～15時	岩洞活性化センター（藪川字外山）
2/19(月)～28(日)	9時半～12時半、13時～16時 ※28日のみ9時半～12時半	好摩地区公民館（好摩字野中）★
3/1(木)～15(木)	9時半～12時半、13時～16時	玉山総合事務所3階会議室（洪民字泉田）

◎表の期間以外に会場は設けません。必ず期間内に申告してください
◎地区ごとの指定日はありませんので、都合のいい日に会場へお越しください
◎いずれも土・日曜、祝日を除きます

東北税理士会盛岡支部の
無料相談会もご利用ください
【問】 県税理士会 ☎622-5160

税理士による還付申告相談会
【日時】 2月3日(土)・4日(日)
10時～16時※受け付けは15時まで
【場所】 Nanak 7階ホール（中ノ橋通一）
【内容】 年金受給者や給与所得者の医療費控除などの還付申告相談



■申告書の作成には1時間以上かかる場合があります。3ページにある必要書類を準備し、時間に余裕を持ってお越しください
■会場へは公共交通機関をご利用ください。また、市役所へ車で来る人は、市指定駐車場*をご利用ください
※市指定駐車場はこちら→

30年度市・県民税の主な改正点

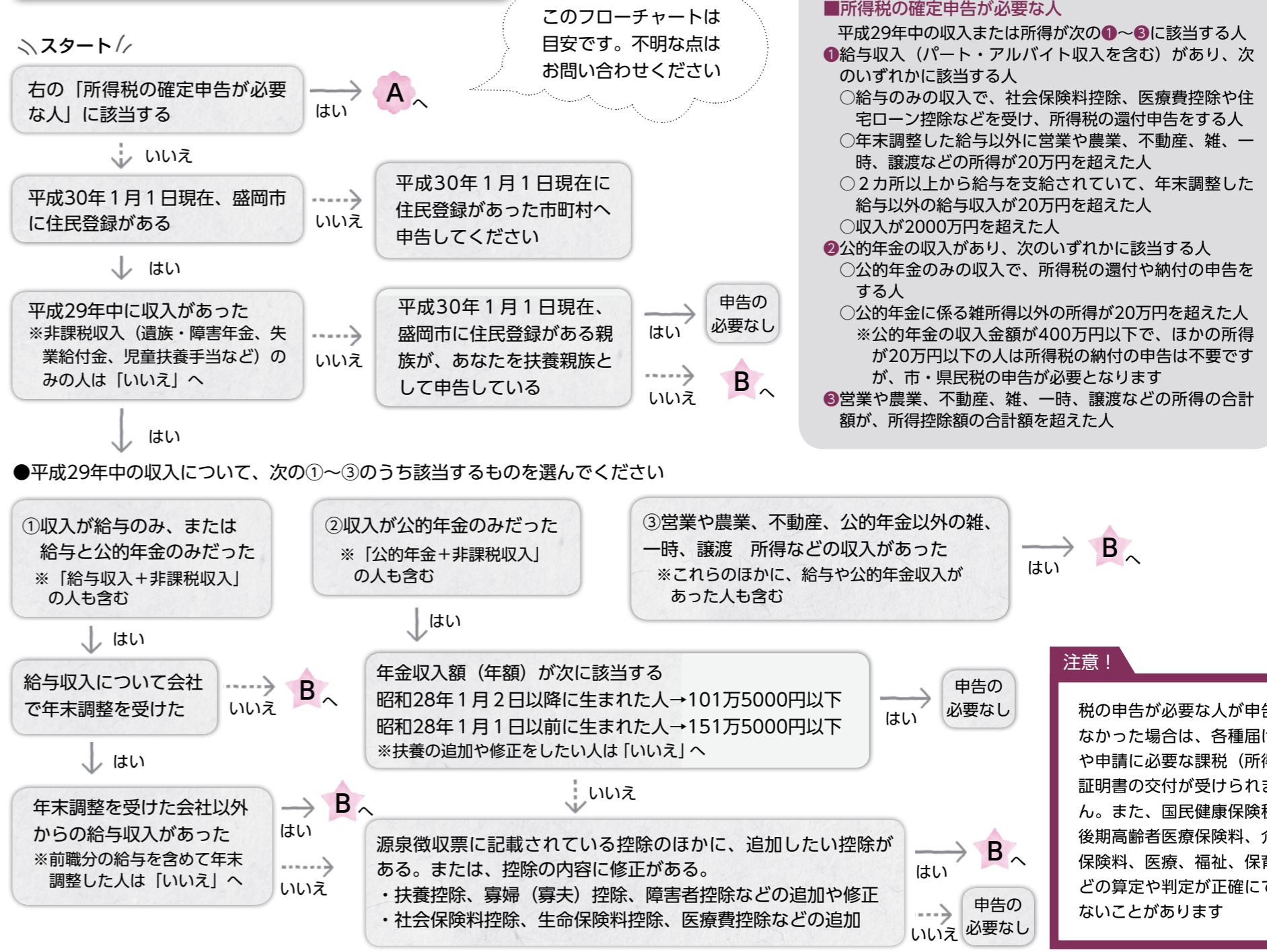
- 給与所得控除の見直し
給与収入額1千万円以上の場合、一律220万円の給与所得控除となります。（29年度までは1200万円以上の場合、230万円の給与所得控除）
- セルフメディケーション税制の新設
健康診査や予防接種など、健康の保持増進と疾病の予防への一定の取り組みを行っている人が所得控除を受けられる医療費控除の特例です。対象は、自分または同一生計の配偶者とその親族のために特定の医薬品（対象商品は領収書に記載）の購入費を支払った人です。

- この特例は34年度までの特例制度で、従来の医療費控除と併用して控除は受けられません
- 申告者本人の健康診査の結果通知表や予防接種の領収書などの書類が必要です
- 医療費控除・セルフメディケーション税制の明細書の添付
セルフメディケーション税制を含め、医療費控除を適用する場合、表の事項を記載した明細書を自作し、添付する必要があります。また、領収書は5年間保管してください。

セルフメディケーション税制の控除額は表の★から1万2000円を差し引いた金額になります。（上限8万8000円）

表 明細書に必要な記載事項	
医療費控除の明細書	
支払った医療費の額 (A)	医療を受けた人の名前
病院や薬局などの支払先の名称	Aのうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額 (B)
差額金額 (A-B) の合計	
セルフメディケーション税制の明細書	
支払った金額 (A)	薬局など支払先の名称
医薬品の名称	Aのうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額 (B)
差額金額 (A-B) の合計★	

申告が必要か確認してみましょう



注意！
税の申告が必要な人が申告しなかった場合は、各種届け出や申請に必要な課税（所得）証明書の交付が受けられません。また、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料、医療、福祉、保育などの算定や判定が正確にできないことがあります

A 所得税の確定申告が必要です → アイーナ会場で申告してください

- 申告日程と会場
■会場：アイーナ7階（盛岡駅西通一） ※盛岡税務署には会場を設けていません
■日時：2月16日(金)～3月15日(木) 9時～16時 ※土・日曜は休みます ※2月18日(日)と25日(日)は開設します
- 個人事業税
個人事業税は、事業を営む個人が県に納める税金です。詳しくは、盛岡広域振興局県税部直税課へお問い合わせください。
■インターネットで申告書が作れます ※詳しくは、e-Taxのホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp> をご覧ください。

問い合わせ
「確定申告に関すること」
●盛岡税務署電話相談センター ☎622-6141（音声案内）
「個人事業税に関すること」
●盛岡広域振興局県税部直税課 ☎020-0023 内丸11-1 ☎629-6543

B 市・県民税の申告が必要です → 2ページの会場で申告してください

- 必要書類など
■市・県民税申告書
1月24日(水)から各支所・出張所で配布
■印鑑：朱肉を使用するもの。認印可
■マイナンバーと身元が確認できる書類
■29年中の収入が分かる書類
・源泉徴収票（給与や公的年金）や支払調書（報酬）など
・収支内訳書：営業や農業、不動産などの所得がある人は、収入や経費、所得などをあらかじめ記入してご持参ください
- 所得控除の内容を証明する書類
・支払った医療費や国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、社会保険料、寄附金、雑損失などの明細書や領収証、証明書
・国民年金保険料や生命保険料、地震保険料の控除証明書
・身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書など

